

令和7年度 地域公共交通計画認定申請について

1. 趣旨

国庫補助金の交付を受けて地域内幹線補助系統の運行を確保・維持しようとするときは、本会議の承認を経て策定された地域公共交通計画に必要書類を添えて国に認定を申請する必要があります。国に対して計画の認定申請を行うにあたり、計画の策定について本会議にて協議を調える必要があるため、記載内容について同意をいただくものです。萩市の路線バス4系統について、補助対象系統として申請します。また、国からの指摘事項への対応は事務局へご一任ください。

2. 計画対象期間

令和7年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）

3. 対象系統

(1) 防長交通株式会社

- ・新山口～大田～東萩駅前
- ・萩商工高校前～萩バスセンター・東萩駅・越ヶ浜～奈古駅前

(2) 石見交通株式会社

- ・医光寺前～日赤・田万川温泉～江崎港

(3) 中国ジェイアールバス株式会社

- ・山口駅～県庁・野田・明倫センター～東萩駅前

4. 主な補助要件

一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること

- ・複数市町にまたがる系統であること（平成13年3月31日時点で判定）
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの*
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること*
- ※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）

5. 補助率

補助対象経費の2分の1

※補助対象経費：補助対象経常費用と経常収益の差額